周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市手数料条例の一部を改正する条例

周南市手数料条例(平成15年周南市条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表その3 建築関係の表(14)の部イの項中「住戸の」を「住宅」に改め、同部備 考1中「の建築物全体について、又は共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分」及び 「全体の」を削り、同部備考2中「の建築物全体」を削り、同部備考3を次のように 改める。

3 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住宅部分に ついて、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建 築物全体並びに住宅部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額 は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じ2の例により算定 した額と当該複合建築物のうち住宅部分の戸数に応じ1の例により算定した額 を合算した額とする。

別表その3 建築関係の表(15)の部イの項中「住戸部分」を「住宅部分」に改め、 同部備考1中「の建築物全体について、又は共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分」 及び「全体の」を削り、同部備考2中「の建築物全体」を削り、同部備考3を次のよ うに改める。

3 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住宅部分に ついて、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建 築物全体並びに住宅部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額 は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じ2の例により算定 した額と当該複合建築物のうち住宅部分の戸数に応じ1の例により算定した額 を合算した額とする。

別表その3 建築関係の表(17)の部工の項及びオの項中「住戸の」を「住宅」に、「設計一次エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量」に改め、同部備考2中「住戸の」を「住宅」に改め、同表(18)の部工の項及びオの項中「住戸の」を「住宅」に、「設計一次エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量(令和4年9月30日以前に建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請がされている場合は設計一次エネルギー消費量とする。)」に改め、同部備考3中「住戸の」を「住宅」に改め、同表(19)の部備考1中「住戸の」を「住宅」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の周南市手数料条例の規定は、この条例の施行の日(以下 「施行日」という。)以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請 に係る手数料については、なお従前の例による。 別表 (第2条関係)

をいう。以下

この部及び次

の部において

同じ。) 計画

認定申請

別表 (第2条関係)

をいう。以下

この部及び次

の部において

同じ。) 計画

認定申請

改正案

建築物をいう。以

下同じ。) のうち

住宅部分

(略)

(略)

手数料の金額

その1 税関係・その2 戸籍等関係

(略)

現行

建築物をいう。以

下同じ。) のうち

住戸の部分

(略)

その1 税関係・その2 戸籍等関係

I ယ .

備考

- 1 共同住宅等<u>の建築物全体について、又は共同住宅等</u>
 <u>の建築物全体及び住戸の部分</u>について申請する場合の 手数料の金額は、当該共同住宅等の<u>全体の</u>戸数に応じ イに定める額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面 積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床 面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウに定 める額を合算した額とする。
- 2 非住宅建築物<u>の建築物全体</u>について申請する場合の 手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用 に供する部分の床面積の合計に応じウに定める額と当 該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の 部分の床面積の合計に応じエに定める額を合算した額 とする。
- 3 複合建築物の建築物全体について、又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、1の例により算定した額と2の例により算定した額を合算した額とする。

 $4 \sim 11$ (略)

備考

- 1 共同住宅等について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の戸数に応じイに定める額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウに定める額を合算した額とする。
- 2 非住宅建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じウに定める額と当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じエに定める額を合算した額とする。
- 3 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物 築物全体及び住宅部分について、複合建築物の建築物 全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物 全体並びに住宅部分及び非住宅部分について申請する 場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅 部分の床面積の合計に応じ2の例により算定した額と 当該複合建築物のうち住宅部分の戸数に応じ1の例に より算定した額を合算した額とする。

 $4 \sim 11$ (略)

現行 改正案 (15) 低炭素建 (15) 低炭素建 (略) (略) 築物新築等計 築物新築等計 イ 共同住宅等又は (略) 画変更認定申 画変更認定申 イ 共同住宅等又は (略) 複合建築物のうち 請 請 複合建築物のうち 住戸部分 住宅部分 (略) (略)

備考

- 1 共同住宅等<u>の建築物全体について、又は共同住宅等</u>
 <u>の建築物全体及び住戸の部分</u>について申請する場合の 手数料の金額は、当該共同住宅等の<u>全体の</u>戸数に応じ イに定める額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面 積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床 面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウに定 める額を合算した額とする。
- 2 非住宅建築物<u>の建築物全体</u>について申請する場合の 手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用 に供する部分の床面積の合計に応じウに定める額と当 該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の 部分の床面積の合計に応じエに定める額を合算した額 とする。
- 3 複合建築物の建築物全体について、又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の 手数料の金額は、1の例により算定した額と2の例に

備考

- 1 共同住宅等について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の戸数に応じイに定める額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウに定める額を合算した額とする。
- 2 非住宅建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じウに定める額と当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じエに定める額を合算した額とする。
- 3 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物 築物全体及び住宅部分について、複合建築物の建築物 全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物

現行			改正案		
<u>より算定した額を合算した額とする。</u> 4~11 (略) (略)			全体並びに住宅部分及び非住宅部分について申請する 場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅 部分の床面積の合計に応じ2の例により算定した額と 当該複合建築物のうち住宅部分の戸数に応じ1の例に より算定した額を合算した額とする。 4~11 (略)		
(17) 建築物エ ネルギー消費 性能向上計画 認定申請	 (略) エ 共同住宅等又は 複合建築物のうち 住戸の部分であっ て、共用部分の設 計一次エネルギー 消費量を算出する もの 	(略)	(17) 建築物エ ネルギー消費 性能向上計画 認定申請	 (略) エ 共同住宅等又は 複合建築物のうち 住宅部分であっ て、共用部分の誘 導設計一次エネル ギー消費量を算出 するもの 	(略)
	オ 共同住宅等又は 複合建築物のうち 住戸の部分であっ て、共用部分の設 計一次エネルギー 消費量を算出しないもの	(略)		オ 共同住宅等又は 複合建築物のうち 住宅部分であっ て、共用部分の <u>誘</u> 導設計一次エネル ギー消費量を算出 しないもの	(略)

現行	改正案		
備考 1 (略) 2 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について、又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。 3 ~ 9 (略)	備考 1 (略) 2 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住宅部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について、又は複合建築物の建築物全体並びに住宅部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住宅部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。 3 ~ 9 (略)		
(18) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請 エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの	(18) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請 (略) エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量(令和4年9月30日以前に建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請がされている場合は設計		

現行		改正案		
		<u>一次エネルギー消費量とする。)</u> を 算出するもの		
オ 共同住宅等又は 複合建築物のあっ 住戸の部分の設 計一次エネルギー 消費量を算出しないもの	(略)	オ 共同住宅等又は 複合建築物のうち 住宅部分であっ て、共用部分の <u>誘</u> 導設計一次エネル ギー消費量(令和 4年9月30日以前 に建築物エネルギ ー消費性能向上計 画認定申請がされ ている場合は設計 ー次エネルギー消		
備考 1・2 (略) 3 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築				
物全体及び非住宅部分について、 築物全体並びに <u>住戸の</u> 部分及び非		全体及び非住宅部分について、又は複合建築物の建築 物全体並びに <u>住宅</u> 部分及び非住宅部分について申請す		

現行 改正案 請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち る場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住 非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額 宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当 と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエ又 該複合建築物のうち住宅部分の戸数に応じエ又はオに はオに定める額を合算した額とする。 定める額を合算した額とする。 $4 \sim 10$ (略) $4 \sim 10$ (略) (19) 建築物の (略) (19) 建築物の (略) エネルギー消 エネルギー消 費性能に係る 費性能に係る 認定申請 認定申請 備考 備考 1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額 1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額 は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計 は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計 に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住 に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住 戸の部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定め 宅部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める る額を合算した額とする。 額を合算した額とする。 $2 \sim 10$ (略) $2 \sim 10$ (略) (略) (略) その4 開発関係~その6 その他 (略) その4 開発関係~その6 その他 (略)